

支部ニュース

2018 年 12 月 No. 541

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202 号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.co.jp

ホームページアドレス <http://www.jlaf-tokyo.jp/>

●安倍改憲 NO!! 各事務所の宣伝署名活動

※引き続き、3000 万署名を上げようー渋谷共同の取組み・・・・・・・・・・萩尾健太 1

※11・7 交通会館前街宣行動の報告・・・・・・・・・・谷 千尋 2

※11 月 7 日東京合同法律事務所の宣伝活動・・・・・・・・・・福井俊之 3

※安倍改憲 NO!!東京南部法律事務所の宣伝活動・・・・・・・・・・木村秀幸 3

●横田ラブコンとオスプレイ・・・・・・・・・・佐々木洪平 4

●武蔵村山市道徳教科書採択に対する取組み・・・・・・・・・・植木則和 5

●CU 三多摩協議会の取組み・・・・・・・・・・白根心平 7

●セクシャルハラスメントについてのアンケートにご協力ください・・セクハラ PT 座長 滝沢香 8

●12/20 支部幹事会&新人歓迎企画・・・・・・・・・・9

●2019 年度 支部長・幹事の立候補および推薦の受付・・・・・・・・・・選挙管理委員長 菊地智史 9

●第 47 回自由法曹団東京支部総会へご参加を！・・・・・・・・・・事務局長 平松真二郎 10

●11 月幹事会議事録・・・・・・・・・・11



11 月 7 日有楽町交通会館前街頭宣伝

安倍改憲 NO!!各事務所の宣伝署名活動

引き続き、3000 万署名を掲げようー渋谷共同の取組み

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太



1 渋谷共同法律事務所の署名集めの状況

渋谷共同法律事務所は、現在、9 条改憲に反対する 3000 万署名の集約数 1225 筆となっている。所員は団員 10 名、1 人 100 筆で事務所の目標は 1000 筆だったので、超過達成している。

しかし、実は、今年の春に送った事務所ニュースに同封した署名用紙の返送によるものが殆どである。送料受取人払いの返信用封筒を入れたことと「憲法 9 条改憲反対」という署名目

的のおかげか多くの署名が集まった。

その後は、当事務所の担当地域である世田谷区の、党派、ナショナルセンターの枠を超えた護憲共同組織「生かそう憲法！いまこそ 9 条を！世田谷の会」に参加している当事務所の事務員が、世田谷区内の毎月の宣伝行動で集めた署名をこまめにカウントしたものである。

今年 8 月には、他の事務所の例に習って、近所のお寺・協会回りを行ない、署名用紙も配ったが、その回収も出来ていない。

当事務所は、毎月 1 回、朝 9 時 15 分から、JR 渋谷駅頭（南改札西口前）にて、改憲反対の宣伝行動を行ってきたが、足早に通り過ぎる通勤者ばかりで、署名に応じる人はわずかである。

2 11 月 7 日の統一宣伝行動と 11 月 1 日世田谷講演会

こういう状況であったが、団支部の提起を受けて、11 月 7 日支部統一行動日がちょうど定例の宣伝行動日だったので、渋谷駅頭で支部から届いたリーフ「平和の木を切るな」を配布し、3000 万人署名を訴えた。カラーリーフは通行人の目につき、受け取りは悪くなかった。アジ演説は、リーフの内容の読み上げも織り交ぜた。特に、海外派兵されている自衛隊員の自殺者や米軍と自衛隊が一体となっている実態の話などは、訴えるものがあつたと思う。

実は、当事務所と「生かそう憲法！いまこそ 9 条を！世田谷の会」の共催で、11 月 1 日に、ジャーナリストの布施祐仁氏を招いて、「嘘と隠ぺいで 9 条改憲に突き進む安倍政権と私たちの課題」と題して講演会を開催した。そのときに布施氏が話した内容は衝撃的であった。南スーダンで自衛隊の宿営地を挟んで、南スーダン政府軍と反乱軍が対峙しており、自衛隊の頭の上を砲弾が飛び交い、宿営地にも爆弾が落ちていた、政府がそういう日報を隠ぺいしていた、というのである。開示された日報には、まだ多くの黒塗りがあるとのことだが、砲弾が実際に宿営地に落ちたというのだから、それによる被害の記載が隠されているのではないかと、自衛隊員の戦死者まで出たが、それが隠されている可能性もある、と私は思った。憲法に自衛隊が明記されれば、いっそう自衛隊員の死者が増える。そのほうがよっぽど自衛隊員にとってかわいそうな事態である。そういった情報を織

り交ぜながらアジ演説を行ってきた。

3 12月4日の駅頭宣伝と改憲の問題点

昨日12月4日にも、定例駅頭宣伝を行った。風雲急を告げている。11月29日、憲法審査会が強硬開催され、12月6日にも、自民党の改憲案が憲法審査会に強硬提示されるのでは、という状況である。秋の臨時国会では、もう改憲発議は出来ないが、安倍政権は諦めていない。通常国会を異例に早い1月4日に開会するとの説もある。あの手この手で公明党を懐柔し野党の一部を取り込んで、通常国会での改憲発議を狙ってくる。しかし、それを許さず、参議院選挙で野党共闘が勝利すれば、改憲は阻止できる。他方で、野党共闘を分断するための改憲策動、という面もある。まさに「のるか反るか」の局面である。そういう思いで、宣伝行動に臨んだ。

現状は、既に改憲を先取りしている。この状況が改憲によりさらに加速される、と訴えた。例えば、去年は、安倍政権は朝鮮からの攻撃の危機を煽っていたが、南北・米朝の首脳会談により、軍備増強よりも対話でこそ、平和が実現出来る（しかも安価に）ということが明らかになった。それにも関わらず、安倍政権は、朝鮮からのミサイルを迎撃するイージスアショアをアメリカから数千億円で購入し、さらに、F35戦闘機を100機1兆円で購入することを計画している。そのツケは庶民に押しつけて消費税を10%へ増税、年金支給年齢は引き上げ、国民健康保険料は増額。憲法に自衛隊が明記されれば、この状況に歯止めがなくなる。

また、「立法府の長」と自称する安倍首相の国会軽視は強まっている。入管法改定や漁業法改定、水道民営化法案などの重要法案が、安倍首相の外遊日程を優先させるため、次々とわずかな審議時間で強行採決された。ここで重要なのは、自民党改憲素案の9条の2は、内閣総理大臣を自衛隊の「最高の指揮監督者」と明記していることである。既に憲法72条に、内閣総理大臣が「行政各部を指揮監督する」と明記されているにもかかわらず、9条の2に上記文言を明記する狙いは何か？自衛隊について単なる行政各部ではないものとする、そして、現行法制では、さまざまな「事態」への自衛隊の出動には事後であっても国会の承認が必要だが、それをかなぐり捨てて内閣総理大臣の命令で出動できるようにする「統帥権」を狙ったものと考えざるを得ない。

さらには、国会軽視をさらに加速させて、内閣総理大臣の命令で法律を超えた人権制限が出来るようにする、「緊急事態」の導入も改憲素案には明記されている。議会制民主主義、三権分立の破壊そのものとなるのが、現状からも容易に予想できる。

気を引き締め直して3000万人署名を集め、改憲を阻止しなければならない。年末年始で家族・友人らと会う時がよい機会である。ともに頑張りましょう。

11・7 交通会館前街宣行動の報告

旬報法律事務所 谷 千尋

秋晴れの天気にも恵まれた11月7日(水)のランチタイム、有楽町駅の交通会館前でおこなわれた安倍9条改憲阻止の街頭宣伝行動に、旬報法律事務所からも、弁護士だけでなく事務局も9名が参加しました。

この日は、いつにも増してリーフの受け取りが良く、配布している私たちに「自分も改憲には反対です」と、リーフを



受け取る際に声をかけてくれる方もいらっしゃいました。安倍政権による憲法改悪を断念させる日まで、地道に、自分たちができる努力を続けていかなければいけないと再確認した街宣でした。

11月7日 東京合同法律事務所の宣伝活動

東京合同法律事務所 福井 俊之

団東京支部の一斉街頭宣伝の呼びかけに応え、11月7日水曜日の朝9時から、30分ほどの街頭宣伝を実施しました。場所は事務所周辺、溜池山王駅の各出口です。弁護士3名、事務局6名で、団のブルゾンを着用し、「平和の樹を切るな！」リーフレットと、ティッシュに3000万署名用紙を詰めたものをセットにし、配布しました。通勤時間のピークで、足早に職場に向かう人が多い中、300部を撒く事ができました。受け取る人が大変多く、特に年配の男性の受け取りが良かったとの感想が出ました。今月中にもう一度街頭宣伝をする予定です。



安倍改憲NO!! 東京南部法律事務所の宣伝活動

東京南部法律事務所 木村 秀幸



11月9日12時30分から13時まで、東京南部法律事務所の所員9名が参加して蒲田駅東口で自由法曹団作成のリーフを配布しながら「安倍9条改憲NO!憲法を生かす全国統一署名」の訴えと署名活動を行いました（団のオリジナルブルゾンを着用して宣伝しました）。リーフはイラストもありカラフルなので道行く人の受け取りも良く、署名も30分で8筆集まりました。

12月5日12時30分から13時まで、東京南部法律事務所の所員10名が参加して蒲田駅東口で自由法曹団作成のリーフと事務所が主催者となっております学習会「憲法こそたからもの! Part2」のチラシを配布しながら「安倍9条改憲NO!憲法を生かす全国統一署名」の訴えと署名活動を行いました。署名は4筆集まりました。今後も引き続き街頭宣伝を行っていきます。

横田ラブコンとオスプレイ

ひめしやら法律事務所 佐々木 洪平

羽田空港から西日本方面に向かう飛行機は、東京湾上空を旋回し、急上昇して西へ向かう。反対に西から羽田空港に着陸する際は、羽田空港の南 50km あたりを飛行し、房総半島の九十九里浜を眼下に見て、東京湾を横断して着陸する。

羽田空港を利用する飛行機がこのようなルートを通るのは、首都圏の空に「横田進入管制区（横田ラブコン Yokota Radar Approach Control）」があるためだ。横田ラブコンは、1 都 8 県（北は新潟県、南は伊豆半島中部まで、東は東京都の中野区まで、西は静岡県中部まで）に及び、横田基地により航空管制が行われている。この空域は、米空軍の管制下にあり、民間航空機であっても当該空域を飛行する場合は、米空軍による航空管制官の指示を受けなければならない。許可を受ければ、米空軍の管制下で横田空域内を飛行することが可能だが、許可が下りるかどうかは無保証であり、さらに一便ごとに毎日許可を申請することは非現実的であるため、ほぼ全便が迂回する経路を取っている。この巨大な壁を避けるために、羽田空港を発着する飛行機は時間と燃料を無駄にかけているので、もしこれが無くなれば、例えば東京・大阪間は現状の 50 分から 30 分に短縮されると言われている。



横田ラブコンが設定された経緯は、1952 年に日米で「航空交通管制に関する合意」を行い、日本が管制業務を安全に行えると日米によって認められるまで米側が日本の上空を管制するとされたことに始まる。その後、順次管制業務は日本側へ移管されてきたが、1975 年に現行の「航空交通管制に関する合意」が日米地位協定 25 条に基づき設置される日米合同委員会において合意され、「日本政府は、米国政府が地位協定に基づきその使用を認められている飛行場およびその周辺において引き続き管制業務を行うことを認める。」とされ、現状の横田空域となった（なお、この間に一部は返還されている）。

実は、横田空域は、地位協定にも航空法にも地位協定の実施に伴う航空法特例法にも規定がなく、法的根拠はない。しかし、実際には米側により管制業務が行われている。外務省機密文書『日米地位協定の考え方』によれば、米軍による管制業務は、航空法 96 条の管制権を航空法により委任されて行われているものではなく、日本政府が管制業務を地位協定第 6 条の趣旨により事実上の問題として委任したことにより行われていると解釈されている。つまり、米軍が管制業務を行ってきた既成事実に基づき、日本側も認めているということになる。

首都圏の空に関する米軍の問題はこれだけではない。今年 10 月 1 日に、CV22 オスプレイ 5 機が横田基地に正式配備となったが、正式配備前の今年 4 月からすでにオスプレイは首都圏の空を縦横無尽に自由に飛び回っており、最近では夜間に無灯火で飛行することも目撃されている。

オスプレイは、飛行機のように高速で飛行するほか、ヘリコプターと同様にプロペラを回転させて空中で姿勢を維持することもできるので、その騒音は他の飛行機と比べてひどい。また、事故率が米軍の他の飛行機と比べても遥かに高いことでも知られている。騒音だけでなく、墜落・部品等の落下

の危険性があるオスプレイが首都圏の空を自由に飛び待っている現状は、まさに首都圏の空が占領されていると言える。

オスプレイを含む米軍航空機による騒音は激化しており、横田基地でも夜間の飛行差し止めと損害賠償を求める訴訟を提起している。第2次新横田基地公害訴訟は、今年11月に東京高裁において、証人・原告本人尋問を終え、来年1月31日に結審を迎える。オスプレイを含む米軍航空機、自衛隊機の夜間飛行差し止めが認められるか、賠償額が増額されるか、将来請求が認められるかがポイントとなる。



武蔵村山市道徳教科書採択に対する取り組み

三多摩法律事務所 植木 則和

1 武蔵村山市のこれまでの教科書採択

2000年に発生したいわゆる国立2小事件の際に、国立市の学校指導課長の立場にあった持田浩志氏が武蔵村山市の教育委員長に就任した後、2011年、2015年に行われた中学校教科書採択において、歴史・公民のいずれも育鵬社の教科書が採択されました。

2011年の採択時には、実質的な議論がなされないまま休憩中に採択する教科書の一覧表が用意され、これに従って一括で採択するという暴挙がなされました。これを踏まえて、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」（以下「育てる会」）が中心となり、具体的な手続きを定めた採択要項の策定や、各教育委員への申し入れを行いました。その結果、2015年の採択時には各教育委員が意見を述べた後に採決が行われ、手続き面での改善はありましたが、残念ながら5人中3人の多数決で育鵬社教科書が採択されました。

2017年の小学校道徳教科書採択では、日本教育再生機構の道徳教育の中心メンバーが監修・編集執筆者に名を連ねている教育出版の教科書が採択されることが懸念されていました。各教育委員の意見が出揃った時点では、教育出版2名、東京書籍2名、学校図書1名でした。しかし、全く意見交換をすることなく、持田教育長が突然「総合的に判断して、教育出版でよろしいでしょうか」と発言しました。休憩を挟み、持田教育長が採決手続きに入ると、「これで本当にいいのか」「何も議論していないじゃないか」といった声が傍聴席から上がるなか、全ての教育委員が挙手し、残念ながら教育出版が採択されました。

2 2018年中学校道徳教科書採択

今年の3月、持田教育長の任期が終わり、再任されることなく、それまで市内の公立小学校で校長先生を務めていた方が新しく教育長に選任されました。新しい教育長のもとで行われた今年8月の中学校教科書採択は、これまでの採択手続きとは全く異なる雰囲気でした。各教育委員が自身の意見を述べ、光村図書が3名、東京書籍が2名となり、十分な意見交換を経て、最終的には全員一致で光村図書が採択されました。傍聴した方からは、「教育委員がのびのびと自分の意見を述べていた」「今までがんばってきて良かった」といった声が聞かれました。

3 運動の成果と課題

この間の取り組みで、採択要綱改正により手続面での改善が見られたことは大きな成果であったと思います。そして、今回の教科書採択では、適正な手続きのなかで十分な議論を経て、全員一致の意見で光村図書が採択されたことは喜ばしいことです。

一方で、持田教育長の在任期間中は、持田教育長が指示する教科書が全て採択されており、その意味では結果が伴わなかったことは非常に残念でした。採択要綱で一定の手続きが担保されていたとしても、強権的な教育長の一存で実質的に教科書が決まってしまうという危惧はどの自治体でも今後起こりうることであり、十分に留意する必要があると思います。

4 新たな懸念事項

今年の中学校道徳教科書採択において、公開された教育委員会では実質的な議論がなされず、事実上、事前に採択する教科書が決まっていたと思われる自治体が多摩地域内にいくつかあったようです。幸いにも、当該自治体で採択された教科書は偏向した内容のものではありませんでしたが、特定の教科書採択のために恣意的に事前協議が行われるおそれがあります。そこで、三多摩法律事務所の教育PTでは、懸念があると思われる自治体の採択要綱と採択時の教育委員会議事録を取り寄せて分析し、必要に応じて改善のための働きかけを今後行っていく予定です。



「中学道徳教科書は光村図書」との教育委員会採択に、傍聴者は皆、一様に安堵の声を上げました。終了後、集まった傍聴者から「今までがんばってきて良かったね。」「教育長が替わって、明るくなったようだ。」「教育委員さんも、のびのびと自分の意見を出していたね。」と、感想を述べていました。今までご協力・応援いただき、ありがとうございました。

中学道徳教科書は「光村」に決定。日本教科書や教育出版の支持はゼロ。

教科書展示会 99人参加、100を越す意見！

今年の教科書展示会は「来場者99人、アンケート102人」との報告でした。たくさんの方のご意見が、教育委員さんの考えに反映されたことと思います。来年度は、小学校教科書選定と続きます。引き続きご協力をお願いいたします。

続々集まる傍聴者。
配布物に目を通す。



のびのびと意見表明

昨年の採択会議と違い、一人一人の委員さんがのびのびと意見表明をされていました。

A委員

「一つに絞るのが難しい。あかつきは良いが、別冊はノートと教科書がそろわないと大変だ。東書も使いやすい。光村は、單元ごとなので使いやすい。」

B委員

「東書がよい。いじめの問題を扱っている題材が良い。『学びの道しるべ』など多様な意見が出せる。」(上に続く)

のびのびと意見表明 (続)

C委員

「各社工夫がある。学図の教材は、考えさせ・自分を見つめさせる終わり方で良い。文教は多面的な学びができる。」

でも、絞るなら光村が良い。光村はより身近で感動的な題材である。コラムも全体的な課題で・視野を広げられる。」

D委員

「伝統的な視点が変わらない。東書も良いが指導しやすいという視点から、光村が良い。学びのテーマがある。考える観点が多角的である。生命の尊さは発達段階を踏んでいる。」

民主的協議で「光村」に決定

教育長

「光村が良い。『泣いた赤鬼』は、小学校でも扱うが、成長した中学生がどのように考えるかを見つめることができる。『父の言葉』も同様、小・中で扱う題材であり、自分の成長を確かめられる。」

このように一人一人の意見を尊重し、光村を推薦しなかった委員にも、再度意見を求め、全員納得して「光村」に決定しました。昨年の強引さと大違いです。

CU 三多摩協議会の取組み

八王子合同法律事務所 白根心平

1 CU とは

CU（コミュニティ・ユニオン）東京三多摩協議会は、三多摩地域を中心に活動する労働組合です。CUは、ひとりでも入れる労働組合として、2015年6月に結成され、2018年には、組合員数250名を達成しています。

現在、中小零細事業所の労働者や非正規労働者の圧倒的多数が未組織状態におかれ、結果として低賃金・不安定雇用、若者を「使いつぶす」ブラック企業、ブラックバイトなどが横行しています。CU東京三多摩協議会は、労働相談と事業主への団体交渉権の行使を通じて、地域の未組織の仲間の仕事や職場での悩みに応え、労働者の「駆け込み寺」としての役割を果たしています。

産業別の労働組合の力が弱まり、根本的な打開策が発揮できていないなかで、地域ユニオンは労働組合・労働運動のあり方としての一つの可能性・将来性を示してくれているのではないかと考えています。

2 私とCU三多摩協議会のかかわり

私は、2016年の春頃、CU三多摩協議会を紹介され、毎月ある事務局会議に参加し執行委員の皆さんと現在組合に係属している労働相談について、その法的問題や解決策に関して意見を述べています。

執行委員には、土建、教組、都職、市職、元市議、など多様な経験を持っている方がいるため、私自身が執行委員の皆さんのこれまでの経験を学び見聞を広められる貴重な機会でもあります。

また、執行委員会等では、これまで寄せられた労働相談に関する労働法上の問題点の学習会を行ったりもしています。

3 労働相談の傾向



私が所属する八王子合同法律事務所に持ち込まれる労働相談と比較した場合、CUに持ち込まれる労働相談の傾向としては、非正規労働者の労働相談が圧倒的に多いことが一つの特徴として挙げられます。その要因の一つとして考えられるのは、従来から存在する組織だった産業別の労働組合が必ずしも十分に非正規労働者の労働問題に対応できていないことや正規労働者と非正規労働者との間には労働組合に接する機会に隔たりがあるのではないかとということです。

持ち込まれる相談内容としては、パワハラやセクハラ問題、未払賃金の問題、解雇問題など多種多様で、相談者が働く業種も多様です。毎月ほぼ必ずと言っていいほど新件の相談があります。しかし、執行委員のみなさんの活躍もあり、これまで多くの労働相談が団体交渉により解決しています。

4 解決実績など

昨年は、団体交渉で解決できず、労働審判から本訴に移行した事件がありました。私は、労働審

判から組合員の代理人となり事件を担当しました。

今年の年初に勝利的な和解を締結し、いったんこの相手方会社との紛争はなくなりました。しかし、その後も立て続けに複数の労働者が CU 東京に上記争議の相手方会社の劣悪な労働環境を訴え、労働相談に来ています。

CU 三多摩協議会では、定期的に相談者や争議を経験した組合員と共に団体交渉や争議の経験を交流する報告集会を開いています。そこでは争議や団体交渉の経験を活かし、相互に励ましあい、今後の活動の活力の源としています。

セクシャルハラスメントについてのアンケートにご協力下さい

セクシャルハラスメント問題対策チーム座長 滝沢 香

東京支部では今年のサマーセミナーに向けて若手団員へ無記名のアンケートを実施しました。その回答の中で、自由法曹団の活動等における団員によるセクハラや、それに対する団としての対応に関する指摘や、そのことを理由にして自由法曹団の活動に参加をする気になれないなど、セクシャルハラスメントに関わる回答が複数ありました。大変残念なことです。東京支部として、このような若手団員からの指摘を放置することはできないと考え、10月下旬にセクシャルハラスメント問題対策チームを設置しました。チームメンバーは、野澤裕昭幹事長、平松真二郎事務局長、早田由布子団員、西田穰団員、市橋耕太団員と、私です。

チームでは、まず自由法曹団内でのセクシャルハラスメント（ジェンダーハラスメント、性的少数者に対するハラスメントを含みます。）について広く実態を調査したうえで、東京支部としてどのように改善するか検討するため、アンケートを実施することにいたしました。12月号支部ニュースに同封して各事務所にお届けしますので、事務所内の団員および事務局員に配付して下さるようお願いいたします。なお、アンケートについては、以後も FAX ニュースや東京支部 ML を通じてアクセスできる方法を講じる予定です。アンケート用紙の交付を希望する方は、東京支部事務局宛にご連絡下さい。

アンケートの回答の送付は、郵送、メール、FAX 等のいずれの方法でも構いません。別途メールで案内する Google フォームにアクセスして回答することでも構いません。

アンケートは無記名で、回答につきましては、当チームで今後の東京支部としてのセクハラ対策を議論するために使用します。回答内容は、個人を特定できない形で東京支部で公表することがありますが、公表不可の部分はアンケートの回答欄にその旨記載をしていただければ、公表の対象にはいたしません。一部の質問のみ回答することも構いません。お寄せいただいたアンケートの回答書は、当チームにおいて内容を共有のうえ、東京支部事務局において保管、利用したのち、利用目的が終了した際には当チームの責任において破棄いたします。本アンケートの回答内容は、東京支部におけるセクハラ対策のため以外には使用いたしません。

アンケートの締め切りは本年 12 月 28 日です。なお、本アンケートの担当者は、早田由布子団員（旬報法律事務所）です。ご不明な点がございましたら、下記早田団員宛にご連絡ください。

セクハラについては、日弁連の指針も定められており、各事務所においても、防止・救済のために何らかの措置を講じているところもあるかと思います。東京支部としても自由法曹団の活動に関わり防止や救済のための対策を講ずることが必要です。ご多忙のところ恐縮ですが、団員及び事務局の皆様におかれては、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

12/20 支部幹事会 & 新人歓迎企画

新人歓迎学習会 「団活動と弁護士活動」

講師：中川勝之団員（東京法律事務所）労働問題に対する取組み

笹山尚人団員（東京法律事務所）福島原発被害弁護団の活動

水口瑛葉団員（東京合同法律事務所）HPVワクチン訴訟

日 時：2018 年 12 月 20 日（木）17:00～18:00

当日は 14:00 より支部幹事会です。こちらもご参加ください。

会 場：自由法曹団事務所

各事務所の先輩弁護士のみなさまには、入所予定の新人弁護士や 1～2 年目の若手弁護士とご一緒にご参加いただきますよう、お願いいたします。

終了後、18:30 頃から新人歓迎会&忘年会を予定しています。是非ご参加を！

2019 年度支部長・幹事の立候補および推薦の受付

選挙管理委員会では、第 47 回支部総会に向けて、支部長及び支部幹事の自薦および他薦（本人の了解が必要）を求めています。自薦の候補は立候補届け出を、他薦の候補については本人の承諾書を添えて立候補の届け出を、来る 1 月 15 日午後 1 時までに、東京支部事務局までご提出ください。

なお、1 月 24 日の支部幹事会において幹事会推薦の幹事候補を決定いたします。ご意見を 1 月 24 日午後 2 時までに東京支部事務局までお寄せ下さい。

また、各事務所では、幹事会への出席が可能な団員をご推薦いただくようお願いいたします。

2018 年 11 月 29 日

自由法曹団東京支部選挙管理委員会委員長 菊池智史
委員 平井康太

2018 年 11 月 29 日に開催された支部幹事会において、第 47 回東京支部定期総会における 2019 年度支部長及び幹事選出の選挙管理委員に菊池智史団員及び平井康太団員を選出しました。

第 47 回自由法曹団東京支部総会へご参加を！

事務局長 平松 真二郎

これまで、安倍自公政権は、森友・加計疑惑の追及、閣僚の政治とカネの問題の追及を避けるため臨時国会の召集を行わず、また、国会の会期延長を避け、国会での議論を軽視し続けてきました。この臨時国会では、財界の要求にもとづく労働力確保政策である入国管理及び難民認定法の改正案について、衆議院では 15 時間の審議で採決を強行するなど、重要法案について国会審議を形骸化させています。そして、12 月 6 日に衆議院憲法審査会を強行開催し、自民党案を「紹介」して憲法審査会での議論の緒に就いたとして、2019 年 1 月召集の通常国会で二回の会期を経て審議の時間は確保したとして、国会での必要な議論を避けて採決を強行して国会発議に持ち込むことになると見られます。安倍 9 条改憲阻止に向けて事態は極めて切迫しています

このような情勢の中、9 月 30 日に投開票が行われた沖縄県知事選挙で、翁長雄志前知事の遺志を継ぐ玉城デニー候補が、安倍政権丸抱えの候補を破って勝利しました。この結果は、辺野古新基地建設阻止を実現し、通常国会での安倍 9 条改憲発議を阻止し、2019 年夏の参議院議員選挙で改憲勢力を追い落とす新たな展望を切り開くものとなっています。

安倍首相がもくろむ「戦争ができる国」づくりの総仕上げとしての安倍 9 条改憲阻止の取り組み、さらに、社会保障を切り捨て、市民の暮らしや雇用を破壊して「企業が世界で一番活動しやすい国」づくり阻止の取り組みにおいて、人権を擁護する弁護士の立場で憲法と民主主義を守って奮闘する自由法曹団東京支部の役割が今後ますます重要になっていくものと思います。

これまでの取り組みの教訓を踏まえて、切迫した情勢にどう立ち向かうべきかを討議する場として、下記の通り、第 47 回自由法曹団東京支部総会を開催します。

できる限り多くの支部団員の皆様のご参加をお願いします。

日時：2 月 22 日（金） 午後 1 時開会

2 月 23 日（土） 午後 1 時終了（予定）

場所 ホテル KKR 熱海（静岡県熱海市春日町 7-39）

特別報告集を作成します。

支部団員や団事務所の事務員であれば、どなたでも執筆できます。ご自分の扱っている事件や活動について、原稿をお寄せください。

字数：1200~1600 字

締切：2019 年 1 月 18 日（金）

送付先：dantokyo@dream.com

11月多摩立川地域幹事会議事録

1 国内外の情勢

ア 国際情勢

・朝鮮半島情勢 3 回目の南北首脳会談（9/18~19）、「南と北は非武装地帯をはじめとする軍事的な敵対関係終息を朝鮮半島の全地域での実質的な戦争の危険の除去と根本的な敵対関係の解消につなげていくことを確認」（平壤共同宣言）。来年、米朝会談も？

・トランプ大統領 10 月 20 日、1987 年旧ソ連と調印した中距離核戦力全廃条約から離脱表明。

イ 国内情勢

・安倍一強支配にかげり。自民党総裁選。石破党員票 44.7%200 票獲得目標を大幅に上回る（254 票）。沖縄知事選で大敗。党内の声「安倍で来期参院選 1 人区を勝てるのか？」

・安倍首相、10 月 16 日、19 年 10 月消費増税を確認。消費税増税が消費増税がいっせいで地方選、参議院選の争点になる。

・10 月 24 日臨時国会、12 月 10 日まで 48 日間。外国人受け入れのための入国管理法改正（11 月 27 日衆院通過。自、公、維新）。

・衆院憲法審査会 28 日まで 1 度も開催できず。下村博文自民党憲法改正推進本部長、22 日、審査会幹事を辞退。11 月 29 日衆院憲法審査会を強行開催、野党は出席拒否。幹事の選任がなされる。新藤義孝筆頭幹事に。

・12 月 6 日も強行的に開催する見通し。場合によっては自民党案を「紹介」する可能性も。

2 憲法

ア 団支部の取り組み

11 月 5~9 日 改憲阻止都内各所一斉街頭宣伝

11 月 7 日 有楽町交通会館前（13 名参加）

11 月 3 日 立川大行動、三多摩で街宣 平団員報告：市民連絡会（21 団体）以外にも広げて宣伝活動。参加者は 200 数十名ほど。

11 月 4 日 日野で実施（300 名ほど参加）

イ 3000 万人署名（団支部目標 5 万人）

9 月幹事会で早急に 4 万人にとの方針を決定。

改憲発議を阻止するため積極的に取り組みを要請していきたい。

三多摩法律：署名を集める人を増やすしかない。新年号のニュースに入れる。新しい依頼者向けに、9月に発送（300ほど）。その他、経験交流なども行っている。個人ごとに集計数を出している。集めてくれる人を増やすことが重要。

日野市民：個人的なつながりに発送を行った。

ウ 安倍9条改憲リーフレットを発行（10月19日）

初刷り2万部。11月2万部増刷。

団事務所、労組（東京地評）、団体（東京革新懇、救援会東京）等へ普及への協力を依頼

3 都政問題

ア 新宿区立公園デモ規制問題

11月11日の区長選でデモ規制した区長再選

団支部としての取り組み アンケート分析その他。

今後も継続して取り組みを行う。

イ オスプレイ米軍横田基地配備

10月5機、24年頃までにCV22を10機配備する計画。

9月19日、幹事会声明をあげた。

10月27日、オスプレイ配備反対東京大集会 分担金支出。

【出席者からの報告】

1 横田基地関係（吉田健一団員、佐々木洪平団員）

吉田団員：CV-22は事故率が高い危険な機体。作戦としても、海外への侵攻を前提とするもの。

暗闇、低空でも飛べるよう訓練をしている。多くの住民が不気味な思いをしている。

安保法制のもとで日米が一体化し、横田基地にも航空総隊の司令部が来て共同作戦を行っている。米軍・自衛隊が一体化して訓練が行われている。

パラシュートの落下などの事故も発生。

横田基地訴訟 前進はあるものの、差止めや将来損害分の賠償など、未だ不十分。控訴審でより前進させるため奮闘中。2005年の東京高裁判決でも厳しく国を非難しているにもかかわらず、改善されていない。

佐々木団員：横田空域問題 日本の管制の及ばない空域（アメリカの管制下にある）がある。

1 便ごとに許可が必要なため、民間機は迂回して離発着している。これをなくせば大阪までも20分ほど時短に。羽田空港飛行ルート→新ルートであれば許可不要との同意が取られる見込み。他方、都心上空を飛行するため、騒音、地価値下がりのおそれ。

2 沖縄関係（長尾宜行団員 高江ヘリパッド機動隊派遣違法住民訴訟）

高江ヘリパッド工事に東京から機動隊が派遣され、現地の反対運動を弾圧、派遣の違法を問うて住民監査請求を行い、現在、住民訴訟を提起（原告182名）

沖縄県警からの応援要請の形をとっているが、実質的には警察庁が6都府県警察に連絡して派遣が実施された（国レベルで行われている）

裁判長は、派遣決定のプロセス、派遣の実態上の根拠を促す釈明。前回期日で証人採用（原告側申請は全員採用。沖縄警備部長も採用。）。原告団の熱心な活動が影響していると考えられる。

3 労働関係（平和元団員、白根心平団員）

平団員：CAD争議について CAD製図科の民間委託により全員解雇されるとのことに對する争議

前史として、中野区保育士争議高裁判決、その後の5年雇用年限導入に関する団交拒否最高裁判決。特別職公務員を一般職公務員にすることで労働基本権を奪う。一般職公務員にできないCAD製図科を民間委託して教員を解雇。

闘いの結果、職場復帰、将来任用問題について議論することを約束。2020に会計年度任用公務員制度が開始される。

白根団員：コミュニティユニオン（CU 三多摩）

事務局会議（月1回）に参加し、地域で問題となっている労働問題を議論する。組合員150名（目標300名）産業別組合の力が弱まっている中で、拡大しているのは希望がある。

労働相談としては、非正規、派遣、帰還雇用が多い。職場での組合が十分対応できていないのではないかと。パワハラやセクハラが多い。多くの事件は団体交渉で解決している。

4 教育関係（橋詰穰団員、植木則和団員）

橋詰団員：いじめ問題 弁護士会でも無料相談等の取り組みを行っている。いじめ調査の第三者委員会に弁護士会多摩支部から3名ほど出している。

スクールロイヤー制度：試行的に実施中。全国に広げていく予定。学校側へのアドバイスをするものではあるが、子どもの権利への十分な配慮が必要。

いじめ防止授業：全国で法教育として実施。多摩支部が全国でも最多の実施。地元の教育委員会と連携し、全中学校での実施に。なかなか入っていけなかった教育現場に、いじめ＝人権侵害をきっかけに入って行けるように取り組んでいる。

植木団員：武蔵村山市教科書採択に対する取り組み。採択要綱の是正 強権的教育長の下では是正することができなかった。教育委員との関係→良い関係を作るようにして意見を聞いてもらう。

採択要綱を取り寄せて検討中。公開の場で議論がなされるように求めている。

5 公害環境（斉藤園生団員：ノーモア水俣東京訴訟）

現在も裁判をしていることの認識が広まっていない。→広めるために繰り返し広報をしている。

現在の被害：日常生活、職業上被害を受けている人も多い。救済を受けていない人々が多い。国は、国の基準が定めるもののみしか水俣病としか認めない。加害者が被害者の範囲を決めるという構造を根本的に変革したい。ぜひ一緒に訴訟活動を。

6 貧困問題（田所良平団員：新生存権訴訟）

2013年～2015年の生活保護切り下げに対する裁判 原告以外にも、社会とつながりのない方がたくさんいる。

大事なのは、保護基準が他の制度の水準を下支えしていること。保護基準の引き下げが最賃等、様々な生活保障の切り下げにつながる。小泉内閣以降の引き下げ→1月あたり2万5000円の引き下げ。

7 司法関係（杉井静子団員）

裁判手続きのIT化 政府主導で進められている。3つのeのうち、e法廷が特に問題ではないかと。IT弱者の裁判を受ける権利の侵害になる可能性がある。札幌弁護士会の意見書→簡潔に問題点がまとめられている。司法過疎地の統廃合などが問題になる。後見業務を家庭裁判所から法務局に移し、アウトソーシングを進めようとしている。

【特別報告 宮本康昭弁護士 司法制度改革への取り組み】

司法の民主主義が危ない（自身の再任拒否）→司法を取り戻すために重要と考え、司法改革に力を

入れた。日弁連司法改革推進本部の人集めを徹底して行う。メンバーに自由法曹団員が多すぎるとの批判も受けるが、良い人を選んでいただけで、たまたま自由法曹団員が多かっただけである。

1. 司法改革の力学

「市民の司法型司法改革」と「規制緩和型司法改革」のせめぎあい、一定の成果が上がっている。

2. 新しい制度とその運用

(1) 法テラス

(2) 裁判員制度 選任手続きに参加：28.8%（初年度は38%，その後は30%弱）

裁判員6万7828人→刑事裁判にこれだけの市民がかかわったことに意味がある。

(3) 裁判官制度 問題を一つ上げるとすれば、全裁判官の任用適格審査

(4) 法曹養成制度 受験者数は2003年→2018年で9分の1に減少。

(5) その他の改革

3. 問題点と展望

(1) 法テラス 独法であること→法務省の下部機関化、柔軟性を失う。

会計課の課長等の要職は必ず法務省が抑えている。法務省の天下り先を作っている。

民間で行うか独立行政委員会で行うべきとの意見を言ったが、受け入れられなかった。

「法務省が頭で、法テラスは手足だ。手足が考える必要はない。」→調査室の廃止、「紀要」廃刊、職員のグループ研究廃止、非常勤専門職員も廃止。考える部署がなくなっている。

国選弁護士量も杓子定規。機械的運用のみ。

(2) 裁判員制度 裁判員法には「市民による司法の実現」は書かれていない。刑事司法の国民の理解の促進にとどまる。国民感情には未だに裁判員よりも職業裁判官の方が偉いとの認識が残る（メディアの影響）。それによって裁判員制度の人气がない、理解が進まない。

仕組みに問題がある（裁判員と裁判官が一緒に進める点）。どうしても市民は委縮してしまう。

(3) 法曹養成 法科大学院と司法試験合格者との矛盾が続き、増幅されている。

裁判官、検事は増加している（400名～500名）。他方、弁護士は2倍に。弁護士に人口増が集中するが、職域拡大は不十分。弁護士増のプラス評価も。

(4) 残された課題の追及

司法の基本的なところに手を付けられなかった。裁判官のヒエラルキー、中央集権などには手を付けられなかった。今後はここに手を加えることが目標。

《当面の日程》

【9条の会東京連絡会 12月講演会】

●日時：12月10日（月）18時30分～

●場所：エデュカス東京地下会議室（東京都千代田区二番町12-1）

●参加費：500円

●講師：小森陽一東京大学教授・9条の会事務局長）

【安倍9条改憲を許さない、安倍内閣の退陣を要求する12・19行動】

●日時：12月19日（火）18時半～

- 場所：衆議院第2議員会館前を中心に
- 主催：安倍9条改憲NO！全国市民アクション実行委員会
戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

【沖縄県民投票の勝利と基地問題（仮称）】

- 日時：1月13日（日）14時～16時30分
- 場所：新宿農協会館・大会議室（東京都渋谷区代々木2-5-5 JR新宿駅南口徒歩5分）
- 主催：オスプレイ反対東京連絡会
- 講師：瀬長沖縄統一連事務局長

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償**し、**保険金請求も簡単**です！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業不能も補償**します。

＜月払保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJNK18-08897、平成30年11月6日）